予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前				
（報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。	（報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。				
対象疾病	症状	期間	対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
水痘、帯状疱疹	アナフィラキシー	四時間	水痘、帯状疱疹	アナフィラキシー	四時間
	ギラン・バレ症候群	二十八日		（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第四条）	第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　ボイラー等及びその附属設備（第五条―第十一条）	第二章　ボイラー等及びその附属設備（第五条―第十一条）
第三章　蒸気タービン及びその附属設備（第十二条―第十七条）	第三章　蒸気タービン及びその附属設備（第十二条―第十七条）
第四章　ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条の二）	第四章　ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条の二）
第五章　内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条の二）	第五章　内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条の二）
第六章　燃料電池設備（第三十条―第三十六条の二）	第六章　燃料電池設備（第三十条―第三十六条の二）
第七章　液化ガス設備（第三十七条―第五十四条）	第七章　液化ガス設備（第三十七条―第五十四条）
第八章　ガス化炉設備（第五十五条―第六十八条）	第八章　ガス化炉設備（第五十五条―第六十八条）
第八章の二　バイオマス燃料設備（第六十八条の二―第六十八条の六）	第八章の二　バイオマス発電設備（第六十八条の二）
第九章　可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第六十九条―第七十三条）	第九章　可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第六十九条―第七十三条）
第九章の二　スターリングエンジン及びその附属設備（第七十三条の二―第七十三条の六）	第九章の二　スターリングエンジン及びその附属設備（第七十三条の二―第七十三条の六）
第十章　溶接部（第七十四条）	第十章　溶接部（第七十四条）
第十一章　雑則（第七十五条）	第十一章　雑則（第七十五条）
附則	附則